

国立大学法人京都大学の組織に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(理事)</p> <p>第3条 法人に、7名以内の理事を置く。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 理事は、総長が第7条に定める経営協議会及び第8条に定める教育研究評議会の承認を得て、任命する。</p> <p>5 総長は、理事を任命するに当たっては、その任命の際現に国立大学法人京都大学の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。</p> <p>6 理事の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任命する総長の任期の終期を超えることはできない。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(研究科長)</p> <p>第16条 研究科(総合生存学館及び前条第2項の組織を含む。以下同じ。)に研究科長(総合生存学館にあつては学館長、地球環境学堂にあつては学堂長、地球環境学舎にあつては学舎長、公共政策連携研究部及び経営管理研究部にあつては研究部長、公共政策教育部及び経営管理教育部にあつては教育部長をいう。以下同じ。)を置き、京都大学の教授をもって充てる。</p> <p>2 研究科長は、当該研究科の教授会の議に基づき、総長が任命する。</p> <p>3 研究科長の選考手続は、当該研究科の定めるところによる。</p> <p>4 研究科長の任期は、当該研究科の組織に関する規程の定めるところによる。</p> <p>5 研究科長は、当該研究科の教授会の議に基づき行われる教育研究評議会の審査の結果によるのでなければ、その意に反して総長により懲戒又は解任されることはない。</p> <p>6 前項の審査手続は、教育研究評議会の定めるところによる。</p> <p>(教授会)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(審議事項)</p> <p>第18条 教授会は、研究科に係る次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 教育課程の編成に関する事項</p> <p>(2) 学生の入学、課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項</p> <p>(3) 研究科長の選考及び解任に関する事項</p> <p>(4) 教授、准教授、講師及び助教並びに助手(以</p>	<p>(理事)</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>2～3 } (同 左)</p> <p>4 理事は、総長が第7条に定める経営協議会及び第8条に定める教育研究評議会の意見を聴いて、任命する。</p> <p>5 } (同 左)</p> <p>6 } (同 左)</p> <p>7～9 } (同 左)</p> <p>(研究科長)</p> <p>第16条 (同 左)</p> <p>2 研究科長は、当該研究科の教授会の議を踏まえて、総長が任命する。</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>4 } (同 左)</p> <p>5 研究科長は、当該研究科の教授会の議を踏まえて行われる教育研究評議会の審査の結果を踏まえるのでなければ、その意に反して総長により懲戒又は解任されることはない。</p> <p>6 } (同 左)</p> <p>(教授会)</p> <p>第17条 } (同 左)</p> <p>(審議事項)</p> <p>第18条 教授会は、研究科に係る次の各号に掲げる事項について審議し、総長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) } (同 左)</p> <p>(3) } (同 左)</p> <p>(4) } (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>下「教員」という。)の採用、昇任及び懲戒処分に関する事項その他国立大学法人京都大学教員就業特例規則(平成16年達示第71号)の規定によりその権限に属するものとされた事項</p> <p>(5) <u>その他教育又は研究に関する重要事項</u></p> <p>2 教授会は、特定の事項を審議するため、研究科会議を置くことができる。 (中略) (学部長)</p> <p>第26条 学部に学部長を置き、京都大学の教授をもって充てる。</p> <p>2 学部長は、当該学部の教授会の議に基づき、総長が任命する。</p> <p>3 学部長の選考手続は、当該学部の定めるところによる。</p> <p>4 学部長の任期は、当該学部の組織に関する規程の定めるところによる。</p> <p>5 第16条第5項及び第6項の規定は、学部長の場合に準用する。 (教授会)</p> <p>第27条 第17条、第18条(第2項を除く。)及び第19条の規定は、学部の場合に準用する。 (中略) (研究所長)</p> <p>第31条 附置研究所に所長を置き、京都大学の教授をもって充てる。</p> <p>2 所長は、当該附置研究所の教授会の議に基づき、総長が任命する。</p> <p>3 所長の選考手続は、当該附置研究所の定めるところによる。</p> <p>4 所長の任期は、当該附置研究所規程の定めるところによる。</p> <p>5 第16条第5項及び第6項の規定は、所長の場合に準用する。 (教授会)</p> <p>第32条 (略) (審議事項)</p> <p>第33条 教授会は、附置研究所に係る次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 所長の選考及び解任に関する事項 (2) 教員の採用、昇任及び懲戒処分に関する事項</p>	<p>(5) <u>その他教授会の意見を聴いて総長が別に定める教育研究に関する重要事項</u></p> <p>2 <u>前項に掲げるもののほか、教授会は、総長又は当該研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び総長若しくは当該研究科長の求めに応じ、又は教授会が必要と認めるときは、意見を述べることができる。</u></p> <p>3 (同左)</p> <p>(学部長)</p> <p>第26条 (同左)</p> <p>2 学部長は、当該学部の教授会の議を踏まえて、総長が任命する。</p> <p>3 } (同左)</p> <p>4 } (同左)</p> <p>5 } (同左)</p> <p>(教授会)</p> <p>第27条 第17条、第18条(第3項を除く。)及び第19条の規定は、学部の場合に準用する。 (研究所長)</p> <p>第31条 (同左)</p> <p>2 所長は、当該附置研究所の教授会の議を踏まえて、総長が任命する。</p> <p>3 } (同左)</p> <p>4 } (同左)</p> <p>5 } (同左)</p> <p>(教授会)</p> <p>第32条 (審議事項)</p> <p>第33条 教授会は、附置研究所に係る次の各号に掲げる事項について審議し、<u>総長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</u></p> <p>(1) } (同左) (2) }</p>

改正前	改正後
<p>その他国立大学法人京都大学教員就業特例規則の規定によりその権限に属するものとされた事項</p> <p>(3) <u>その他研究に関する重要事項</u></p> <p>(中略)</p> <p>(病院長)</p> <p>第43条 医学部附属病院に病院長を置き、理事又は医学研究科若しくは医学部附属病院の専任の教授をもって充てる。</p> <p>2 病院長は、<u>医学部教授会の議に基づき</u>、総長が任命する。</p> <p>3 病院長の選考手続は、<u>医学部の定めるところによる</u>。</p> <p>4 病院長の任期は、<u>京都大学医学部の組織に関する規程(平成16年達示第28号)の定めるところによる</u>。</p> <p>5 第16条第5項及び第6項の規定は、<u>病院長の場合に準用する</u>。</p> <p>(中略)</p> <p>(全国共同利用施設及びその長)</p> <p>第45条 京都大学に、<u>学術研究の発展に資するための施設として、次に掲げる全国共同利用施設を置く</u>。</p> <p>学術情報メディアセンター 放射線生物研究センター 生態学研究センター 地域研究統合情報センター 野生動物研究センター</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 全国共同利用施設に長を置き、<u>京都大学の教授をもって充てる</u>。</p> <p>5 全国共同利用施設の長は、<u>当該施設の教授会の議に基づき</u>、総長が任命する。</p> <p>6 全国共同利用施設の長の選考手続は、<u>当該施設の定めるところによる</u>。</p> <p>7 全国共同利用施設の長の任期は、<u>当該施設規程の定めるところによる</u>。</p> <p>8 第32条から第34条まで及び第36条の規定は、<u>全国共同利用施設に準用する</u>。</p> <p>9 (略)</p> <p>第8節 学内共同教育研究施設 (学内共同教育研究施設及びその長)</p>	<p>(3) <u>その他教授会の意見を聴いて総長が別に定める研究に関する重要事項</u></p> <p>2 <u>前項に掲げるもののほか、教授会は、総長又は当該所長がつかさどる研究に関する事項について審議し、及び総長若しくは当該所長の求めに応じ、又は教授会が必要と認めるときは、意見を述べる<u>ことができる</u></u>。</p> <p>(病院長)</p> <p>第43条 (同左)</p> <p>2 病院長は、<u>医学部教授会の議を踏まえて</u>、総長が任命する。</p> <p>3 } (同左)</p> <p>4 } (同左)</p> <p>5 } (同左)</p> <p>(全国共同利用施設及びその長)</p> <p>第45条 } (同左)</p> <p>2～3 } (同左)</p> <p>4 } (同左)</p> <p>5 全国共同利用施設の長は、<u>当該施設の教授会の議を踏まえて</u>、総長が任命する。</p> <p>6 } (同左)</p> <p>7 } (同左)</p> <p>8 } (同左)</p> <p>9 } (同左)</p> <p>第8節 学内共同教育研究施設 (学内共同教育研究施設及びその長)</p>

改正前	改正後
<p>第46条 京都大学に、京都大学における教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設として、次に掲げる学内共同教育研究施設を置く。</p> <p>高等教育研究開発推進センター 総合博物館 低温物質科学研究センター フィールド科学教育研究センター 福井謙一記念研究センター こころの未来研究センター 文化財総合研究センター</p> <p>2 (略)</p> <p>3 学内共同教育研究施設に長を置き、京都大学の教授をもって充てる。</p> <p>4 学内共同教育研究施設の長は、当該施設の協議員会の議に基づき、総長が任命する。</p> <p>5 学内共同教育研究施設の長の選考手続は、当該施設の定めるところによる。</p> <p>6 学内共同教育研究施設の長の任期は、当該施設規程の定めるところによる。</p> <p>7 第32条(第2項を除く。)から第34条まで及び第36条の規定は、学内共同教育研究施設に準用する。</p> <p>8～9 (略) (後略)</p>	<p>第46条</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4 学内共同教育研究施設の長は、当該施設の協議員会の議を踏まえて、総長が任命する。</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8～9</p> <p>附則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。</p>

(同左)

(同左)